

広報誌 わかくさ

2025.4月 NO.30 社会福祉法人章佑会 養護老人ホーム若草園

～目次～

施設長挨拶

年中行事報告 クリスマス会 芋煮会

(連載) 若草園の食事です。(そば打ち・きりたんぼ鍋)

養護老人ホームの入所申し込みについて

施設長挨拶

令和6年10月1日付で若草園の施設長に就任いたしました。

若草園には平成19年から生活相談員として勤務させていただいておりましたが、今後は管理者として入所者様に楽しく自立した生活を提供し、若輩者でありますので職員の皆様に支えていただきながら責任を持って運営に取り組んでいく所存でございますのでご指導・ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。

養護老人ホーム施設長 加藤 英昭

○年中行事報告○

令和6年度の園内でおこなった行事について活動をご報告いたします。

クリスマス会

皆さまに楽しんでもらうため余興として職員の劇を披露したり、入所者様とクリスマスケーキ作りをおこないました。



芋煮会

入所者の皆さんと収穫した里芋の皮むきをおこないました。むいた芋は芋煮でおいしくいただきました。





〈連載〉若草園の食事です。(そば打ち・きりたんぼ鍋)



そば打ち

市内在住の小町様が毎年12月におそばを打ってくれます。

忙しい中、おいしい手打ちそばをありがとうございます。

きりたんぼ鍋

寒い季節にきりたんぼ鍋は入所者の皆様に大変好評です。

今年も職員総出できりたんぼ作りをおこないました。

温かいお鍋でおいしく食べていただきました。



きりたんぼ鍋



面会について

面会場所が利用できる日に面会日を調整するので**事前に電話予約が必要です。**

～面会できる時間帯について～

・午前9：30～11：00の間 ・午後13：00～14：30の間

○面会時間は30分です。(状況で15分) ○面会人数は2名程度としてください。 ○マスクを着用してください。○風邪症状・体調不良、10日以内にコロナ感染者との接触があった方は面会を控えてください。

※地域の感染拡大状況により面会をお断りする場合がありますのでご了承ください。

連絡先：養護老人ホーム若草園 生活相談員 手塚 菊池まで 電話 0287-22-2627

～養護老人ホームの入所申し込みについて～

養護老人ホームは65歳以上の高齢者で現在おかれている環境では生活できず、経済的にも問題がある方が入所できる施設です。

入所の相談や申し込みは住所地の市町村となっており、行政から措置されて入所できる施設です。

虐待、低所得、独居高齢者等様々な事情で在宅での生活が難しいと感じている方や家族、支援に限界を感じている福祉事業者、関係者様においては養護老人ホームへの入所も一つの選択肢として考えることで解消できる道も開けると思っています。

わからない部分など行政に相談する前に若草園では入所相談をいつでも受け付けておりますのでお気軽ご連絡ください。

※施設見学も受け付けておりますが、感染症流行状況などにより一時的に中止する場合がありますのでご了承ください。

問い合わせ・連絡先：養護老人ホーム若草園 担当：生活相談員 手塚・菊池 電話 0287-22-2627

養護老人ホームって？

全国老人福祉施設協議会
高齢者の生活を守る 養護老人ホームより抜粋

- 養護老人ホームは、現在置かれている環境では生活が難しく、経済的にも問題がある65歳以上の高齢者が市区町村長の措置によって入所できる施設です。
- 特別養護老人ホームは施設と利用者の契約によりますが、養護老人ホームへの入所については市区町村長の決定が必要です。

POINT解説

入所の基本的な流れは？



1 まずは入所相談

市区町村の役所（役場）窓口、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、民生委員、養護老人ホームなどに相談してみましょう。

2 申込

入所の申込みはお住まいの市区町村[※]の役所（役場）窓口で行います。

3 調査

本人、その扶養義務者等に係る養護の状況、心身の状況、生計の状況その他必要な事項について調査が行われます。

4 入所判定委員会

調査及び本人の健康診断等に基づき、措置の要否について判定します。

5 決定

市区町村長が、入所判定委員会の報告により、入所措置の要否を決定することになります。

6 入所へ



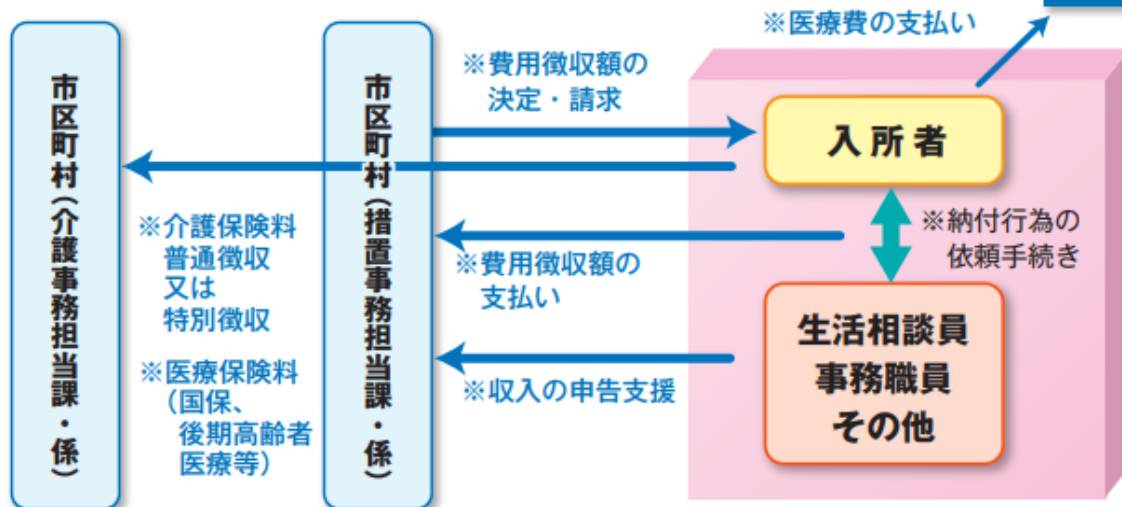
※「お住まいの市区町村」とは、基本的には入所される方の住民票のある市区町村を指しますが、住民票がない場合は申込時点にお住まいの市区町村をいいます。詳細は市区町村にお問い合わせください。

費用はどれくらい？



1 全体的な流れ

前年度の収入によって負担額は変わります。詳しくは自治体（市町村）に問合せて下さい。また、入居金はありません。



※費用徴収額→前年度の個人の収入（公的年金等）から必要経費（医療費・社会保険料等）を差し引いた金額を階層表に当てはめ算出した額になります。

※毎年3月から4月に各福祉事務所よりの求めに応じて施設より収入の申告をし、6月に決定後7月より1年間同金額を毎月個人が、各市区町村（福祉事務所）に支払います。

具体的にどのような人が対象？

養護老人ホームの入所者像（一部）

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 1 独居の高齢者 | 2 無年金など経済的に困窮した方 |
| 3 虐待を受けている高齢者 | 4 要支援者 |
| 5 要介護者 | 6 身体的な障害をお持ちの方 |
| 7 認知症や、精神的な障害をお持ちの方 | 8 他の法律に基づく施設に入所できない高齢者 |
| 9 ホームレスの方 | 10 以前に犯罪を犯した方 |
| 11 賃貸住宅から立ち退きを受けた方 | |

※虐待の場合の例では入所判定委員会を先に開かなくてもすぐに入所できます。（生活管理指導短期宿泊事業や虐待などの、緊急を要する短期入所等があります。詳しくは市区町村にお問合せください）

※入所者が個別に介護サービスを契約して利用することもでき、また、特定施設の指定を受けて介護保険のサービスを提供している施設もあります。